

焼津市農業委員会 12月総会議事録

1 日時

令和5年12月15日（金）午後3時30分～午後4時20分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 晃一	○
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	柏村 輝夫	○	19	山下 早苗	×
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	×			
7	村田 忠夫	○	14	欠員	—			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 高橋雅代 主事 清水健太郎

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について

第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について

第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について

第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について

第5号 農業用施設証明願について

第6号 農地の利用目的変更届出について

第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可通知について

第8号 転用等確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

第2号 農地法第4条の規定による許可について

第3号 農地法第5条の規定による許可について

第4号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員 18名中、ただ今の出席委員は、<u>16</u>名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和5年12月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。1番村松達雄委員、10番桜井亮平委員の両名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第8号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【報告第1号から報告第8号までを朗読】
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第8号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第8号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号15を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号15を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田 35, 542 m²</p> <p>労力は5人であります。</p> <p>申請地の場所は、市中新田配水場より南へ約600m、駿河西病院より西へ約100mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲受人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 増田龍治	<p>12月2日に大富地区の委員6人で現地を確認してきました。</p> <p>譲受人は昨年度から今年度にかけて、大富地区で何件も3条許可申請で農地</p>

	<p>を取得している方でありまして、すでに経営面積は35,000m²まで及んでおります。</p> <p>以前地区審査会でお話を伺ったところ、これからも農業経営の規模拡大を希望しているとのことですので、これからも3条申請が出てくることが予想されます。</p> <p>利用方法は現状の田のままということで、周辺農地への影響もないと考えられますので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号15を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号15は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号の番号16を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号16を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田 4,039m²</p> <p>労力は3人であります。</p> <p>申請地の場所は、航空自衛隊静浜基地より北へ約500mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲受人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 増田龍治	<p>先ほどの案件と同じく、12月2日に大富地区的委員6人で現場を確認しました。</p> <p>譲受人は、以前から本申請地を借りて耕作をしていた方で、今回所有権を取得して自身の土地として耕作を続けていくということで、利用状況に変更はありません。所有権の移転だけ、周辺への影響もないため、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p>

	<p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号16を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号16を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号の番号17を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号17を朗読後、説明】</p> <p>贈与による所有権の移転であります。</p> <p>受贈人の経営面積は、田 10, 492m²、畑 380m²、計 10, 872 m²</p> <p>労力は1人であります。</p> <p>申請地の場所は、静岡福祉大学より南東へ約800mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>本申請は親子間における贈与であり、贈与人からの経営移譲と受贈人の経営規模拡大のために申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 10番	<p>12月6日に現地調査に行ってきました。</p> <p>譲受人は、三和でキャベツや空心菜等色々な野菜を作っています。</p> <p>事務局の説明のとおりですが、農業用機械の保有状況や、日々の営農状況からも特に問題はないと思われます。周辺農地への影響もないため、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号17を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号17を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号の番号18を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号18を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田2, 203m²</p> <p>労力は2人であります。</p>

	<p>申請地の場所は、市大井川庁舎より北西へ約300mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲受人は、静岡市に本社をおく農地所有適格法人で、現在は申請地を借り受けて水稻を行っているところですが、引続き耕作を行うため、売買にて取得したく本申請に及んだものであります。</p> <p>法人から提出された報告書等により、農地所有適格法人の要件である、①事業の種類と売上高、②構成員の議決権、③農業の従事状況などを満たしていることを確認しております。</p> <p>周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはなく、耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はないため、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 6番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>譲受人は、今まで農家資格はありませんでしたが、今年4月からの下限面積の撤廃によって、農地購入が可能になったことをここで申し上げておきます。</p> <p>現地調査の結果、これらの土地はしっかりと耕作されており、この先も耕作放棄地にはならないと思われることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号18を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号18を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号の番号19を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号19を朗読後、説明】</p> <p>贈与による所有権の移転であります。</p> <p>受贈人の経営面積は、田 5, 312 m²、畑 6, 940 m²、計 12, 252 m²</p> <p>労力は1人であります。</p> <p>申請地の場所は、市立大井川西小学校より南西へ約600mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>本申請は兄弟間における贈与であり、現在は申請地について受贈者が使用貸借権を設定し、果樹園（梨畑）にて耕作しているところですが、今後も引続き耕作を行うとともに、申請地を贈与にて譲り受けるべく今般の申請に及</p>

	<p>んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>12月6日に担当地区委員3名で現地確認を行いました。</p> <p>事務局から説明もありましたが、譲受人の話によりますと、兄弟である所有者は現在県外に在住しているため、本申請地を管理するのも難しいということで、譲受人へ無償贈与をしたいという案件です。</p> <p>現地確認の結果ですが、申請地は屋敷と梨畠に囲まれているような土地で、利用状況も現在と変わらないということで、周辺への影響はなく、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お詫びします。議案第1号の番号19を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号の番号19を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号の番号20を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号20を朗読後、説明】</p> <p>贈与による所有権の移転であります。</p> <p>受贈人の経営面積は、田 684m²</p> <p>労力は2人であります。</p> <p>申請地の場所は、大井川にかかるはばたき橋の北岸から北へ約300mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>本申請は親族間における贈与であり、現在は申請地を受贈人が田として耕作しているところでありますが、引き続き今後も耕作を行うとともに、贈与にて譲り受けのべく今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>申請地は受贈人の自宅及び耕作している農地に隣接しており、耕作に常時従事することが可能であること、耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>

	す。
地区委員 7番	<p>ただいま事務局から説明があつたとおりです。</p> <p>12月6日に現地確認を行いました。当日は、譲受人の奥さんと、申請代理人の行政書士がたまたま現地にいまして、細かなお話を聞くことができました。</p> <p>申請地は譲受人がすでに所有している農地に隣接しており、今後も管理上特に問題はないと判断したことから、地区審査では許可相当としました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号20を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号20を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」の番号6を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号6を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、サッポロビール焼津工場から南西へ約400mに位置している第2種に該当する農地です。</p> <p>本件は、岡当目の農地309m²について、駐車場の敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、申請地の道路を挟んだ北側隣接地に居住しておりますが、自宅前の道路幅が狭いため、通行に支障をきたしていることから、申請地を自家用の駐車場にするとともに、近隣住民からの貸駐車場の要望を受け、自家用兼貸駐車場として利用したく申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側は道路、東側は宅地、南側は水路及び道路、西側は畠であります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第2種農地ではありますが、例外的に許可の対象となる「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、いわゆる「にじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 美澤昭二	<p>12月2日に東益津地区委員5名で現地確認を行いました。</p> <p>事務局の説明のとおり、付近は住宅地になっており、周辺農地への影響は全</p>

	<p>くなく、始末書の提出もされていますので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号6を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号6を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号の番号7を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号7を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、焼津市学校給食センターより北へ約400mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、三和の農地40m²について、私設道路敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請人においては、申請地西側に隣接する土地に住宅がありますが、国道150号からの進入路が狭いため、これに対応すべく、自家用車等が円滑に通行できるよう対応するため、既存の進入路を拡幅すべく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側及び東側は道路、南側は畠、西側は宅地であります。</p> <p>なお、申請地は農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 増田龍治	<p>12月2日に大富地区委員6人で現地を確認しました。</p> <p>転用者の自宅へ進入路が狭いため、拡張したいという案件です。</p> <p>周辺には自己所有地の畠と宅地、道路しかなく、水路等も確認しましたが、周辺農地への影響もないと思われるため、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号7を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号7を許可することに決定しました。</p>

	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号37を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号37を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、市立東益津中学校より南へ約600mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、岡当目の農地100m²について、ガス供給設備施設の敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人は、公共性を有するガス供給事業を行う法人です。近年多発する災害時において、ガス供給が停止する事態が発生している状況に鑑み、早期にガス供給の復旧を行う基点として、整圧器を設置する敷地として申請地を確保したく、今回の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の東側及び南側は道路、北側は畠、西側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12番	<p>事務局の説明のとおりになります。</p> <p>横に畠がありますが、譲渡人の畠であり、周辺農地はここしかない状況です。他は宅地と道路しかなく、周辺農地への影響は全くないため、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号37を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号37を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号の番号38を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号38を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、焼津市学校給食センターより北へ約400mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、三和の農地299m²について、住宅敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、現在は市内の他所にて借家住まいであります。将来の生活設計も考慮し、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p>

	<p>申請地の北側及び東側は道路、南側は畑、西側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 増田龍治	<p>12月2日に地区委員6人で現場の確認をしました。</p> <p>申請地は先ほどの議案2号の番号7の申請地のすぐ南側にあたる土地です。両親の家の近くに分家住宅を建てたいという案件であります。</p> <p>現地確認の結果、周辺農地への影響も少ないと想われることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号38を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号38を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案に関する村松達雄委員、村松正二委員、杉本芳郎委員、田中徳秀委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p>【退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案を朗読後、説明】</p> <p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定しました。それでは村松達雄委員、村松正二委員、杉本芳郎委員、田中徳秀委員の入室をお願いします。</p> <p>【入室】</p> <p>以上をもちまして、令和5年12月総会を終了します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>